

ID: 181

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	占用等の許可		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第5条第1項		
例規番号	平成13年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(占用等の許可)</p> <p>第5条 特定公共物に関し、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 土地に工作物等を設けて占用すること。</p> <p>(2) 河川等の用に供されている土地を占用すること(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 流水又は水面を占用すること。</p> <p>(4) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為(第1号及び次号に掲げる行為のために必要なものを除く。)をすること。</p> <p>(5) 土地の工作物等を改築し、又は除却すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特定公共物に関し工事を行い、又は特定公共物を本来の目的以外に使用すること。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、特定公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	占用等の許可の更新		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第6条第2項		
例規番号	平成13年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。</p> <p>(許可の期間及び更新)</p> <p>第6条 占用等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する工作物等及び市長が特に必要があると認めた工作物等を設ける場合は、10年以内とすることができる。</p> <p>2 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)が、前項の許可の期間満了後引き続いて占用等をしようとするときは、当該許可の期間の満了する日の10日前までに、市長に更新の申請をし、その許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第8条第2項において準用する東大和市道路占用料等徴収条例第3条		
例規番号	平成13年条例第29号		
【基準】			
第8条及び準用する東大和市道路占用料等徴収条例第3条の規定による。			
(占用料の徴収)			
第8条 市長は、占用者等から特定公共物の占用料を徴収する。ただし、工作物等を設けない占用等については、徴収しない。			
2 前項の規定による占用料の徴収については、東大和市道路占用料等徴収条例(昭和48年条例第17号)第2条から第5条までの規定を準用する。			
(占用料の減免)			
第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。			
(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの			
(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設			
(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項に規定する都市計画施設			
(4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路			
(5) 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設			
(6) ガス、電気、電話、水道及び下水道等の各戸引込管線類			
(7) 祭典その他恒例により設置する施設			
(8) 天災地変その他占用者の責に帰することのできない理由により、占用の目的を遂行することができないと認められるもの			
(9) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市道路占用料等徴収条例 第3条		
例規番号	昭和48年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占有者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項に規定する都市計画施設</p> <p>(4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路</p> <p>(5) 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設</p> <p>(6) ガス、電気、電話、水道及び下水道等の各戸引込管線類</p> <p>(7) 祭典その他恒例により設置する施設</p> <p>(8) 天災地変その他占有者の責に帰することのできない理由により、占有の目的を遂行することができないと認められるもの</p> <p>(9) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	権利譲渡の許可		
例規名 根拠条項	東大和市道路占用規則 第7条第1項ただし書		
例規番号	昭和39年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>第7条 占有者は、その権利を他人に譲渡することができない。ただし、やむを得ずこれを譲渡しようとする者は、譲受人と連署のうえ、道路管理者にその許可を申請しなければならない。</p> <p>2 前項のただし書の道路管理者が必要と認めたときは、その申請書に譲受人に対する身元確実な連帯保証人の連署をさせることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	占用の区域の変更等の許可		
例規名 根拠条項	東大和市道路占用規則 第11条第1項		
例規番号	昭和39年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。</p> <p>第11条 占有者は、次の各号に該当するときは、更に申請のうえ、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 占有の区域又は用途を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 占有期間を延長するとき。</p> <p>(3) 占有物を改築しようとするとき。</p> <p>2 前項の場合においては、第2条及び第3条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項第2号の申請は、その期間満了の10日前までにこれを提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	広告物等の表示又は設置に係る許可
例規名 根拠条項	東京都屋外広告物条例 第8条、第15条、第16条及び第30条
例規番号	昭和24年東京都条例第100号
<p>【基準】</p> <p>第8条、第15条、第16条及び第30条の規定による。 (許可区域)</p> <p>第8条 次に掲げる地域又は場所(第6条各号に掲げる地域又は場所を除く。)に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 特別区、市及び町の区域</p> <p>(2) 道路、鉄道及び軌道の路線用地並びにこれらに接続する地域で、知事の定める範囲内にある地域</p> <p>(3) 自然公園法第5条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域及び同法第72条の規定により指定された東京都立自然公園の区域</p> <p>(4) 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域のうち、知事の指定する区域(禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等)</p> <p>第15条 次に掲げる広告物等は、第6条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、規則で定める基準により、表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等</p> <p>(2) 規則で定める道標、案内図板等の広告物等で、公共的目的をもって表示するもの</p> <p>(3) 電柱、街路灯柱等を利用して表示する広告物等で、公衆の利便に供することを目的とするもの</p> <p>(4) 電車又は自動車の外面を利用する広告物等</p> <p>(5) 知事の指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域に表示又は設置をする広告物等</p> <p>(6) 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示する広告物等</p> <p>(7) 第6条第4号及び第5号(同条第1号から第3号まで及び第6号から第11号までに掲げる地域又は場所を除く。)並びに同条第12号に掲げる地域のうち、知事が特に指定する地域に表示又は設置をする規則で定める非営利目的のための広告板 (沿道、沿線等の禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等)</p> <p>第16条 次に掲げる広告物等(前3条及び次条に規定するものを除く。)は、第6条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、同条第10号及び第11号に掲げる地域(同条第1号から第9号まで及び第12号に掲げる地域又は場所を除く。)に表示し、又は設置することができる。ただし、第1号に掲げる広告物等の許可の基準は、規則で定める。</p> <p>(1) 第6条第10号に規定する道路の路線用地及び同条第11号に規定する道路の路線用地に接続する地域で、かつ、都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域に表示し、又は設置する広告物等</p> <p>(2) 第6条第11号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの(前号に掲げるものを除く。)</p>	

(許可の特例)

第30条 知事は、第6条から第8条まで、第21条又は第22条の規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。この場合においては、あらかじめ第56条に規定する東京都広告物審議会の議を経るものとする。

2 第23条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	広告物の表示の内容の変更等の許可及び広告物等の表示等の継続の許可		
例規名 根拠条項	東京都屋外広告物条例 第27条第1項及び第2項		
例規番号	昭和24年東京都条例第100号		
<p>【基準】</p> <p>第27条の規定による。 (変更及び継続の許可)</p> <p>第27条 この条例の規定による許可を受けた後、その広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、更に知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 許可期間満了後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間満了の日までに、更に知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可の申請は、当該許可期間満了の日の10日前までに行わなければならない。</p> <p>3 第23条及び第24条の規定は、前2項の規定による許可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日